

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

制度の概要

対象者: 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件: 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%減少等

→ 「特別相談窓口」を設置した場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば、対象とする。

対象資金: 設備資金及び運転資金

貸付限度額: (中小企業事業) 7億2,000万円
(国民生活事業) 4,800万円

貸付期間: 設備資金15年以内、運転資金8年以内

据置期間: 3年以内

貸付利率: 基準利率(中小企業事業1.06%、国民生活事業1.81%) <令和3年11月1日現在>

(※) 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる